

令和2年度 第1回四街道市指定管理者選定評価委員会
(スポーツ・都市施設等合議体) 会議概要

開催日時	令和2年7月29日(水) 10:00~16:00
開催場所	四街道市保健センター3階 機能訓練室
出席委員	櫻井委員(会長)、伊東委員(副会長)、祁答院委員、大江委員、原委員
欠席委員	なし
事務局	契 約 課: 矢城課長、黒川課長補佐、針谷係長、影山主事
説明者	土 木 課: 君塚課長補佐、角川係長 都 市 計 画 課: 白鳥課長、月田係長、新木主査補 スポーツ青少年課: 末永課長、田中課長補佐
開催形態	公開
傍聴者	0人

会議概要

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問(指定管理者評価依頼書及び指定管理者募集方法等審査依頼書をつけて諮問)
- 4 市長あいさつ
- 5 議事録署名人の選出(伊東委員、大江委員を選出)
- 6 議題
 - (1) 令和元年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価
 - ① 四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場
 - ② 四街道市都市公園
 - ③ 四街道市温水プール
 - (2) 指定管理者の募集方法等の審査
 - ① 四街道市温水プール
- 7 答申(指定管理者評価結果通知書及び指定管理者募集方法等審査結果通知書をつけて答申)
- 8 その他
- 9 閉会

議題（１） 令和元年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価

① 四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場

土 木 課：(資料説明)

祁答院委員：15ページの緊急時対応の項目について、台風が来た際に、自転車が固定されずに、並んでいるだけであると、飛ばされたり、倒れたりし、危険だと思うが、固定する考えはないか。

土 木 課：自転車に傷をつける恐れもあり、何かで固定するという事は行っていないが、台風に限らず、風が強い日には、台数が少なければ、整理員が巡回し、壁際へ寄せて、倒れないように対策している。

大江委員：電動アシスト自転車の数が増えているという話は毎年出るが、数は把握をしているのか。利用登録をする際に、電動アシストであることも併せて登録するようにするとよいのではないか。

土 木 課：登録の際に、車種についての項目はないため、絶対数の把握はできていない。数の把握については、サービスの向上につながる部分となるため、指定管理者と協議していきたい。

原委員：40ページに利用者からの意見や要望が掲載されているが、これらに対して、改善したところはあるか。

土 木 課：安価でできるものについては、指定管理者において照明を増やすなどの対応を行っている。

櫻井会長：使用料金が増額したということだが、4ページでは利用者が増えている。それはなぜか。

土 木 課：値上げしたのは、1日の使用が100円から200円へ値上げをしたということである。4ページに記載のある定期利用の方が割安であることから、利用者が増加したと考えている。

櫻井会長：7ページの備考欄に、利用者の半数以上が佐倉市民とあるが、どういう意味か。

土 木 課：物井駅の東側は少し行くと佐倉市になる。そのため利用者の多くが佐倉市民となっている。

櫻井会長：使用料は佐倉市民でも徴収しているのか。

土 木 課：そのとおりである。

伊東委員：34ページに漏電が原因のトラブルの記載がある。再度、豪雨があった場合に再発することはないのか。

土 木 課：施設が古いため、今後も同様のトラブルは増えてくることは考えられる。資料に掲載しているものも含め、業者に確認はしてもらっており、その都度、対応は行っている。

櫻井会長：14ページの人件費の支出について、過去に比べ減額しているがスタッフの人数が減ったのか。

土 木 課：スタッフの人数が減ったという報告は受けていない。人件費の算定の方法を指定管理者において変更したと聞いており、それに伴う減額と考えられる。

大江委員：17ページに支払の方式を、前払いから後払いへ変更したとあるが、後払いにしたメリットはなにか。

土木課：利用者の多くが通勤、通学のために利用しており、朝は時間がないことが多い。従来の前払いでは支払の際に混雑し、遅刻になったというトラブルもあったが、後払いにすることで、比較的時間に余裕ができるようになった。また、出庫する前に銀行でお金を下したり、買い物などで小銭を用意することも可能になった。以前から後払いにして欲しいという要望があったが、使用料金の改定に併せ、支払方法を変更した。

祁答院委員：電子マネーの利用はできないのか。

土木課：現在の券売機はリース契約で運用しているが、硬貨と紙幣のみの利用となっている。他市町村で電子マネーが使えるようになっていることは把握している。現金に比べ、実際の入金のタイミングが遅くなるなどの課題はあるが、利用者の利便性も含め、今後契約更新の際に検討したい。

櫻井会長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場の指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

② 四街道市都市公園

都市計画課：(資料説明)

祁答院委員：昨年、公園で伐採した木をストーブの薪にしたらどうかという提案をしたが、その後どうなったか。

都市計画課：チップにして、公園内の遊歩道にまいている。

祁答院委員：チップにすると、風などで飛んで苦情が来ないか。

都市計画課：今のところ、そのような苦情があるという報告は受けていない。

大江委員：15ページに委託契約の内容としてスポットとあるが、どういう意味か。また、評価資料3に台風や災害時には、人員を増やしたとあるが、どのように対応したのか。

都市計画課：スポットについては、単発的な契約という意味である。指定管理における樹木の管理については、大きく分けて剪定と伐採の2種類に分けられる。枝を落とすなどをして姿を整える剪定については、指定管理者の作業員による直営の場合と、高木に対しての外注の委託の場合がある。それに対し、枯木や台風などでの倒木の伐採については、市が発注をするように棲み分けをしている。今回の台風において、枝が落ちてたり、枝が垂れ下がっていて通行の支障となっているようなところについては、作業員で処理が行える範囲で先行して指定管理者で対応した。その後、作業員で処理ができない部分については、市において委託発注して対応を行った。

櫻井会長：見積合わせは、指定管理者と業者の契約であり、市は介入していないのか。

都市計画課：そのとおりである。

櫻井会長：評価資料の審査依頼が市長と教育委員会の連名となっているのはなぜか。

事務局：都市公園については、市長部局である都市計画課が所管をしている、総合公園体育館等を除く部分と、教育委員会であるスポーツ青少年課が所管している野球場、多目的運動場、体育館と所管がまたがっている。そのため、連名での評価依頼となっている。

原委員：103ページに倒木があり遊具が変形したとあるが、その後の対応はどのようにしたのか。また、113ページに犬の放し飼いとテニスクラブの飲酒が継続して記載があるが、対応はどのようにしているのか。次に116ページ及び141ページのグランドゴルフの公園使用について、占有ではないとあるが、どのようにゴルフの利用者に説明をしているのか。最後に117ページに公園内の喫煙について記載がある。公園内は禁煙だと思うが、看板等は立てているのか。

都市計画課：103ページの倒木についてであるが、99ページからの台風の被害の一部である。倒木については市で伐採をし、壊れた遊具については新たに同様の遊具に入れ替えて対応した。113ページの犬の放し飼いについては、市に報告も都度上がっている。犬の飼い方について関係部局と連携し、注意を促す対応をしているが、注意をしても、時間を置いて同様の行動が見受けられるというのが実情である。今後も関係部局及び指定管理者と連携し対応していく。テニスクラブについては、コート内の維持管理を任せている団体であるが、飲酒が繰り返し行われている。引き続き、注意をして対応していく。116ページのグランドゴルフについては、資料では許可範囲と記載しており、一定の団体が公園を利用する際に、市に事故やトラブルに対応できるように届出を出すことになっている。届出の際などに市から直接、他の利用者の利用の妨げにならないようにと注意している。117ページのタバコについては、指定管理者を通じて注意している。

伊東委員：テニスクラブの飲酒については、使用禁止にするくらいの厳しい対応をしてもよい。

都市計画課：市からも直接注意をするなどの対応をさせていただく。

櫻井会長：7ページの総合公園キャンプ場の利用者数が9月以降は0人となっているが、なぜか。

都市計画課：7ページは宿泊キャンプの利用実績となる。宿泊キャンプについては、子ども達の夏休みである7月、8月のみの利用となる。

櫻井会長：12ページにおいて、委託費支出が増加しているが、理由はあるか。

都市計画課：台風の影響で伐採や枝の処理にかかる経費が増加したためである。

祁答院委員：キャンプ場はコロナウイルスの関係で、利用は0になるのか。

都市計画課：今年度は、8月8日から8月19日までの夏休みの期間の利用となる。また、市内在住の家族のみの利用に制限し、例年に比べ、規模や期間を縮小し実施をしている。

祁答院委員：キャンプ場の安全管理はどのようにしているのか。

都市計画課：一般的に言われている手洗いを促すなどの対応を行っている。それに加え、通常時は貸し出しているテントなどの備品の貸し出しをやめており、利用者には用具を持ち込んでもらっている。また、利用者もグループではなく、日常で接している家族での利用としている。

原委員：16ページや22ページなどで、委託費内訳の上段と下段で額が違うのはなぜか。

都市計画課：各ページの上段は予算額、下段は実績額となる。

櫻井会長：予算という文言がなく、内訳の合計額のように見える。

都市計画課：記載の方法は指定管理者に伝え、改善させていただく。

原委員：都市公園の資料を所管ごとに分けてもらえると見やすくなる。

事務局：来年度以降、そのようにさせていただく。

スポーツ青少年課：（資料説明）

櫻井会長：13ページの市の収入のうち、総合公園体育館の施設使用料がなくなり、指定管理者の施設利用料金収入が増えているが、仕様を変更したのか。

スポーツ青少年課：今までは、施設使用料として市の収入としていたが、令和元年度に契約を更新した際に利用料金制度を導入した。それに伴い、市の収入としていた額が、指定管理者の収入となった。

櫻井会長：そのようにする理由はあるか。

スポーツ青少年課：利用料金制を導入した理由としては、市の支出である指定管理料を抑えることができること、指定管理者の収入とすることで、指定管理者の経営努力を促すことが挙げられる。

大江委員：13ページにおいて、人件費支出が減額となっている理由はあるか。

スポーツ青少年課：令和元年度から契約を更新し、指定管理料が減額していることを受け、指定管理者において、シフトを見直したことによる減額である。

大江委員：176ページの苦情について、幹線道路渋滞に伴う苦情であるが市で対応をするのか。

スポーツ青少年課：大会開催時において、参加者が集合する朝の時間帯に渋滞が発生していることは市においても把握している。誘導員の設置や、臨時駐車場の利用などの案内を利用者団体へお願いし、改善に努めている。完全な渋滞解消は困難であるが、緩和に向け、指定管理者や大会主催団体との打ち合わせにおいて協議をしているところである。

祁答院委員：コロナウイルスの対応はどのようにしているのか。

スポーツ青少年課：体育館については6月4日まで休館としており、5日から部分的に再開したところである。利用にあたっては、検温に協力いただき、体調が優れない場合には利用を控えていただくという制限を設けている。近隣の感染状況を見ながらであるが、制限を緩和していきたいと考えている。

祁答院委員：アルコール消毒などは行っているのか。

スポーツ青少年課：体育館の床については通常のモップ掛けを行っている。手の触れる箇所については塩素系の消毒液を用いて、指定管理者において消毒をしている。その他、換気を行い、「密」にならないように対応している。

原 委 員：大会時の駐車場の混雑について、臨時駐車場に誘導しきれていない部分があるが、対策はどのようにしているのか。

スポーツ青少年課：大会を開催する前に行う打ち合わせの際に、昨年の来場者数のデータなどを見ながら、誘導を徹底するように注意をしている。改善が見られない場合については、市にも報告は上がってきている。何度も改善が見られない場合には、利用を断るということも視野に入れなければならないと考えている。

櫻 井 会 長：98ページにシステム不具合による事故の記載があるが、現在は問題ないのか。

スポーツ青少年課：テニスコートの予約システムに関することだが、今は通常通りシステムは動いている。

大 江 委 員：体育館の開館前に利用者が入口で「密」になっている現状があるが、対応できないか。

スポーツ青少年課：利用料金制の導入も影響していると考えられる。コロナウイルスの対策も含め、指定管理者と検討していきたい。

伊 東 委 員：大会の時だけでも、準備運動や着替えもあるのだから、早く開けるなどの融通はできないか。

櫻 井 会 長：時間より早く開けると、逆に苦情につながることもある。

スポーツ青少年課：指定管理者に経費がかかることであり、市から指示を出すことも難しい。運用の部分となるため、指定管理者と協議していきたい。

禰 答 院 委 員：総合公園体育館の更衣室は、現在利用できるのか。

スポーツ青少年課：更衣室は「密」な空間となるため、現在利用は不可としている。

櫻 井 会 長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市都市公園の指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

③ 四街道市温水プール

スポーツ青少年課：(資料説明)

禰 答 院 委 員：6月に再開してから、コロナウイルスの影響を受けて、四街道市の住民のみの利用で、1時間に20人という制限をつけ、1時間ごとに清掃しているというのは良いと感じた。ウイルスの対策はどこまで行っているのか。

スポーツ青少年課：コロナウイルスの影響で、指定管理者と協議を重ね、利用の制限をしながら運営をしているところである。プール室内については、塩素が入っていることから、感染リスクは低いと考えている。しかし、更衣室は「密」な空間であり、開放することもできないことから、人数制限を設けており、時間で区切り、清掃を挟みながら運営をしている。近隣状況を確認しながら、制限を緩和できればいいが、指定管理者と協議していきたい。

大 江 委 員：今年の夏の温水プールの運営の予定はどうか。

スポーツ青少年課：プールの利用も増える季節であるため、どこまで制限を緩和できるか指定管理者と協議している。

禰 答 院 委 員：子どもたちへの無料開放は行わないのか。

スポーツ青少年課：そのとおりである。

櫻 井 会 長：9 ページにおいて、指定管理者の評価は「A」評価であるが、施設所管課の評価は「B」評価となっている。なにか理由はあるか。

スポーツ青少年課：協定書通りの業務を行っていることから、「B」評価とさせていただいた。

櫻 井 会 長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市温水プールの指定管理者の評価に関する質疑を終了する。

令和元年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価に係る答申（案）

① 四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場

事 務 局：（資料説明）

櫻井会長：事務局からの説明に対して意見等はあるか。なければ「令和元年度四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場に係る指定管理者評価表」については原案のとおり決定し答申する。

② 四街道市都市公園

事 務 局：（資料説明）

櫻井会長：事務局からの説明に対して意見等はあるか。なければ「令和元年度四街道市都市公園に係る指定管理者評価表」については原案のとおり決定し答申する。

③ 四街道市温水プール

事 務 局：（資料説明）

櫻井会長：事務局からの説明に対して意見等はあるか。なければ「令和元年度四街道市温水プールに係る指定管理者評価表」については原案のとおり決定し答申する。

議題（2） 指定管理者の募集方法等の審査

① 四街道市温水プール

スポーツ青少年課：（資料説明）

伊 東 委 員：大雨や台風があった場合、水害の恐れがあるが、改善する項目などは明記しているのか。

スポーツ青少年課：災害時の個別の事項については、仕様書には記載していない。運営に関することになるため、今後、業者との協議で詰めていく部分となる。

櫻 井 会 長：申請要項（案）において、危険負担についての項目があるが何を想定してい

るのか。

スポーツ青少年課：協定書(案)において市と指定管理者におけるリスク分担の表を設けている。災害時などでの損害に対してどちらが負担をするかについて示している。例えば、大雨などは、不可抗力に該当し、業務の変更、中止、延期については市でリスクを負担する。大雨の際は当該施設から連絡を受け、中止などの判断は市で行い、指定管理者と協議のうえ、適応していく形をとりたい。

櫻井会長：不可抗力により第三者に与えた損害に対するリスクは市が負担することになっているが、全面的に負担するのか。

スポーツ青少年課：自然災害等で建物が壊れ、利用者に怪我を負わせることなどは想定される。そのような場合には、市が全面的にリスクを負うということで、以前からこの形で契約をしている。

祁答院委員：教室で生徒が怪我をした場合は市が負担をするのか。

スポーツ青少年課：教室が市の事業か、指定管理者の自主事業かによると考えられるが、状況を整理したうえでの判定になる。

櫻井会長：災害が発生した場合は、一方的に市が負担することになるのか。

スポーツ青少年課：そのような場合には、指定管理者と協議をして判断することになる。

櫻井会長：協議をして決定するという一文は協定に含まれるのか。

スポーツ青少年課：リスク分担の表に該当するものは表に基づき判断するが、該当しないものについては、協議のうえ決定するという条文が協定に含まれている。

櫻井会長：指定管理料の上限額の設定根拠はなにか。

スポーツ青少年課：過去の実績をもとに、物価や人件費の上昇を考慮し算定している。

櫻井会長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市温水プールに係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位：異議なし。

櫻井会長：確認のとおり(原案資料に基づき指名)決定し、審査結果通知書を作成する。

答申後、閉会